○厚生労働省告示第百七十五号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）別表第一の第五項の第三欄第二号の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域（平成十六年厚生労働省告示第三百四十号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年四月十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

「ブルネイ　マレーシア」を「ブルネイ」に、「アメリカ合衆国」を「アメリカ合衆国（アラバマ州、ウィスコンシン州、ケンタッキー州及びテネシー州を除く。）」に改める。

○農林水産省告示第五百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年四月十日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　滋賀県彦根市小野町字御所谷七六四の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、七四四の一、七四五の一、七四八の一六、七四九、七五〇、七五一の一、七五七、七六三の一、七六五、七六六の一〇、七六八の一、七六九から七七六まで、七七三の一、七七三の二、七八一の九、七八四、七八六、七八八から七九一まで、七九〇の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び彦根市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年四月十日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　岐阜県揖斐郡揖斐川町谷汲名礼字一ノ木八八二の二、字小田八八九の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字一ノ木八八二の二・字小田八八九の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年四月十日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　岐阜県関市下之保字上タラキ五一四二の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字上タラキ五一四二の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年四月十日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　宮城県仙台市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　潮害の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁及び仙台市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年四月十日

農林水産大臣　山本　有二

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岐阜県美濃市大字片知字浦山三一九四の一一から三一九四の一四まで

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岐阜県美濃市字杉ヶ洞三九四五の三（次の図に示す部分に限る。）、三九四五の一、三九四五の二、大字大矢田字山ノ神一九一三の一、字坂ノ下二五九八の一、二六一四、字阿古美二六五六の一、字赤杼知二六六九の一、大字蕨生字矢坪洞三一六六の一、三一六六の四、三一六六の五

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び美濃市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第三百三十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年四月十日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　芽室川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を昭和六十二年建設省告示第千七百三十三号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道上川郡清水町

字羽帯南十線　七七番二　一号

字羽帯南九線　七八番一　二号

字羽帯　二三五番一　三号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線、標柱三号と四号を昭和五十四年建設省告示第八百二十七号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱四号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道上川郡清水町

字羽帯南十三線　九八番二　一号

字羽帯南十四線　一〇四番一　二号

地先河川敷　一〇四番一　三号

一〇六番一　四号

一〇三番一　五号及び六号